

装装制第 1 1 5 5 1 号
3 0 . 8 . 2 4

大臣官房長
施設等機関の長
各幕僚長 殿
情報本部長
防衛監察監
各地方防衛局長

防衛装備庁長官
(公印省略)

物品増減及び現在額報告の適正な実施について（通知）

標記について、平成 3 0 年度会計実地検査における調査の結果、防衛省における物品増減及び現在額報告に関して、報告漏れ等の指摘を受けたところである。

このため、物品増減及び現在額報告に関し防衛省の適正な実施を期す観点から、物品増減及び現在額報告に計上する品目の基準について、各物品管理官で統一的な判断ができるよう装備品の品目の特性によって細分化された装備品の分類区分表（「装備品等類別実施細則（別冊）」（防管装第 2463 号。18. 3. 2））を活用した新たな基準を別添のとおり制定したので関係職員に周知し、徹底を図られたい。

添付書類：「物品増減及び現在額報告書について」（装装制第 1 1 5 5 0 号（3 0 . 8 . 2 4））

配布区分：防衛装備庁長官官房会計官